

令和元年教育委員会第10回臨時会会議録

開会日時 令和元年11月19日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時12分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
同職務代理者 望月京子
委 員 日高芳一
委 員 齋藤初夫
委 員 塚本 亨
委 員 大里豊子

議場出席委員

・教育次長	安井喜一郎	・学校教育担当部長	杉立 敏也
・教育総務課長	鈴木 雄祐	・学校施設課長	秋元 高志
・学校施設整備担当課長	杉谷 洋一	・学 務 課 長	神長 康夫
・指 導 室 長	加藤 憲司	・学校教育支援担当課長	山岸 健司
・統括指導主事	木村 文彦	・統括指導主事	大川 千章
・地域教育課長	山崎 淳	・放課後支援課長	生井沢良範
・生涯学習課長	加納 清幸	・生涯スポーツ課長	南部 剛
・中央図書館長	尾形 保男		

書 記

・教育企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 小花高子 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 望月京子 委員 日高芳一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。それでは出席委員は定足数に達しておりますので、令和元年教育委員会第10回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、望月委員と日高委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は、議案等が7件、報告事項等が7件でございます。

それでは、議案第49号「令和元年度（平成31年度）葛飾区一般会計補正予算（第3号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、「令和元年度（平成31年度）葛飾区一般会計補正予算（第3号・教育費）に関する意見聴取」についてご説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29号の規定に基づきまして、区長から意見を求められたためでございます。

なお、本案から本日の議案第54号まで同一の理由となりますので、提案理由の説明は以後、省略をさせていただきます。

それでは、別添の予算案について異議のない旨を区長に回答したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、予算案の7ページをご覧くださいと思います。こちら学校教育活動指導経費の（1）教育情報化推進経費につきまして、小学校プログラミング教材購入費1,402万5,000円を増額するものでございます。

こちらにつきましては、段ボールで組み立てますロボットに、子どもたちがプログラミングを施しまして動かしていくという教材でございまして、小学校5年生の授業で活用することを考えているものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 ただいまの提案の趣旨、十分理解できましたし、補正予算に関しまして異議があるものではございませんけれども、一応もう1回提案の考える背景だけを述べさせていただきたいと思います。

新学習指導要領の完全実施という部分に入っておりますし、大きな柱の一つで、プログラミング教育の推進というのは、とてもよろしいかと思っております。お願いします。

○教育長 ありがとうございます。そのほかご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第49号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 49 号について原案のとおり可決といたします。

次の議案の審議ですが、議案第 50 号から議案第 52 号までは関連のある議案ですので、一括して上程をしたいと思います。

それでは、議案第 50 号「葛飾区立東金町小学校電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」、議案第 51 号「葛飾区立東金町小学校給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」及び議案第 52 号「葛飾区立東金町小学校空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** それでは議案第 50 号「葛飾区立東金町小学校電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案について異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

1 枚、おめくりください。契約締結案でございます。内容につきましては、添付させていただいた参考資料により説明させていただきますので、1 枚、おめくりいただき参考資料をご覧ください。

本件につきましては改築を進めている東金町小学校について電気設備工事請負契約を下記のとおり行うものでございます。1 の工事件名は、葛飾区立東金町小学校電気設備工事でございます。2 の工事箇所は、葛飾区東金町一丁目 33 番 1 号。契約金額は 4 億 1,250 万円でございます。

契約の相手方は、東京都葛飾区水元三丁目 16 番 13 号 104、工藤・国弘建設共同企業体で、構成員は千葉県柏市新柏一丁目 16 番地 12、工藤電機工業株式会社。こちらは代表者となります。その他の構成員は東京都葛飾区四つ木四丁目 20 番 7 号、国弘電設株式会社でございます。

工期は、契約締結の日の翌日から令和 3 年 8 月 31 日まででございます。

裏面をご覧ください。参考に工事の概要を記載いたしました。

本件の説明は以上です。

引き続きまして、議案第 51 号「葛飾区立東金町小学校給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。同じく参考資料により説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、2 枚おめくりいただき参考資料をご覧ください。

同じく改築を進めている東金町小学校について、給排水衛生設備工事請負契約を下記のとおり行うものでございます。1 の工事件名は葛飾区立東金町小学校給排水衛生設備工事でございます。契約金額は 2 億 5,025 万円。契約の相手方は東京都葛飾区西水元一丁目 8 番 5 号、水元・

松崎建設共同企業体で、構成員は東京都葛飾区西水元一丁目8番5号、株式会社水元設備。こちらは代表者となります。その他の構成員は東京都葛飾区東水元一丁目18番15号、株式会社松崎工業。

工期は、契約締結の日の翌日から令和3年8月31日まででございます。

裏面をご覧ください。参考に工事の概要を記載いたしました。

本件の説明は以上です。

引き続きまして、議案第52号「葛飾区立東金町小学校空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

参考資料により説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、2枚おめくりいただいて参考資料をご覧ください。同じく改築を進めている東金町小学校について、空調設備工事請負契約を下記のとおり行うものでございます。

1の工事件名は、葛飾区立東金町小学校空調設備工事でございます。契約金額は4億810万円。契約の相手方は葛飾区水元三丁目4番3号、栗原・中村建設共同企業体で、構成員は東京都足立区佐野一丁目28番6号、株式会社栗原設備。こちらは代表者となります。その他、構成員は東京都葛飾区東金町三丁目11番7号、中村建設工業株式会社。

工期は、契約締結の日の翌日から令和3年8月31日まででございます。

裏面をご覧ください。参考に工事の概要を記載いたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 1点だけ。聞き逃してしまったのかもしれませんが。今回の秋口にあった大雨被害ということで、電気関係のことなのですが、自家発電装置のようなものが基本の構想から入っていたのかどうか、前のときにさかのぼって失念してしまったので。非常に話題になりましたね。

○教育長 学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 自家発電については、今回、改築をする際に蓄電池機能を設けて、あくまでも停電等したときに、電気が供給できるような学校改築を進めているという状況でございます。

○塚本委員 ありがとうございます。よく理解できました。

○教育長 そのほかご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第50号について、原案のとおり可決することにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、異議なしと認め、議案第 50 号について原案のとおり可決といたします。

それでは、お諮りいたします。議案第 51 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 51 号について原案のとおり可決といたします。

お諮りいたします。議案第 52 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 52 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 53 号「葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、議案第 53 号「葛飾区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の条例案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

おめくりいただきまして、最後のページに参考資料がございますので、そちらをご覧ください。今回の一部改正条例のうち、1「教育委員会に係る改正概要」でございますが、実施機関は本条例第 5 条で定めるところによりまして、他の実施機関にその事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供することができることが規定されておりました。今般、教育委員会が区長から提供を受けることができる特定個人情報として被害者等支援関係情報を追加するものでございます。

2「改正内容」でございますが、条例別表 3 の項目の改正後に記載しました第 4 欄の下線部分の被害者等支援関係情報を追加する改正を行うものでございます。

3「施行日」は公布の日からでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。その他、ご質問等よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第 53 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 53 号について原案のとおり可決といたします。

次に議案第 54 号「葛飾区立本田中学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」を上程いたします。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第 54 号「葛飾区立本田中学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

2 枚目に提出議案がついてございます。内容につきましては、さらに 1 枚、おめくりいただきまして参考資料をご覧ください。

まず 2、「目的・概要」でございますが、本田中学校の改築にあわせまして、必要となる厨房機器一式を買い入れるものでございます。

次に 3、「買入れ機器及び厨房機器配置図」でございます。おめくりいただきまして、別紙 1 の「買入れ機器」をご覧ください。検収室、食品庫、下処理室、調理室、アレルギー調理室、パン・牛乳室、配膳室、洗浄室、前室の各室に食器食缶洗浄機、真空冷却機、スチームコンベクションオーブンなど 101 点の機器を購入するものでございます。配置につきましては、次の別紙 2 の「厨房機器配置図」のとおりでございます。

参考資料の 1 枚目にお戻りいただきまして、4、「買入れ金額」でございます。4,785 万円でございます。次に 5、買入れの相手方は板橋区の島崎商事。代理人として葛飾区青戸八丁目の島崎商事葛飾営業所でございます。

次に 6、納期は令和 2 年 8 月 31 日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 54 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第 54 号について原案のとおり可決といたします。

次に議案第 55 号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 それでは、議案第 55 号「葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、総合教育センター長を新設するためのものでございます。

改正内容でございますが、葛飾区教育委員会非常勤職員の報酬の額及び支給方法に関する規則別表 1 の表中に「総合教育センター長、月額 260,000 円」を追加するものでございます。な

お、総合教育センター長の任用基準でございますが、地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しないもの。教育職員の免許状を有するもの。教育に関して特に高度な知識や経験を有し、教育委員会において指導・監督する職層にあったものとする予定でございます。

また総合教育センター長の職務ですが、総合教育センターの所管業務に従事する非常勤職員の管理・指導及び葛飾区の学校教育に関する助言。その他、学校教育支援担当課長が必要と認めることとする予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 葛飾の教育の環境の現場がスキルアップを図れるということで、非常にいいシステムであると理解いたしました。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。その他、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 55 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 55 号について原案のとおり可決といたします。

以上で議案等 7 件を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。

それでは、報告事項等の 1 番「区立学校の都費事務職員による服務事故のその後の対応について」の報告をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、「区立学校の都費事務職員による服務事故のその後の対応について」ご説明いたします。

1 「これまでの概要」です。この概要につきましては、7 月 29 日の教育委員会で報告しました内容の概要でございます。平成 30 年 10 月、区立学校の都費事務職員（以下、「都費職員」という。）は、勤務する学校の学校長私費口座から就学援助費 13 万 5,120 円の横領を認めたため、学校長同行のもと、葛飾警察署に出頭しました。また複数回にわたり、事業者に対し学校の発注だと偽り、事業者にデジタルカメラ等を納品させ、転売目的で詐取した疑いがある事案（以下「デジタルカメラ等の納品分」という。）等も判明しました。

しかし、平成 31 年 1 月、都費職員が消息不明となったため、教育委員会は学校から報告のあった物品代金未払のある事業者への調査を開始し、物品代金未払いのある事業者を確定させました。その上で、関係書類に基づき未払金額の精査を行いまして、事業者への物品代金未払額

151万8,222円を確定させまして、区が損害を賠償するため、事業者と物品代金未払いに関する和解契約を締結することとしました。このうち、デジタルカメラ等の納品分72万1,926円につきましては、都費職員の関与が確認できた場合は区が求償を行うこととしました。

また、これ以外にも学校長口座に振り込まれた前渡金の不明金1万6,040円。教員の年末調整に伴う還付金等の未払金51万6,300円。私費会計で不明となっている現金21万4,172円があることが判明していますが、都費職員の関与は特定されていませんでした。

2、「その後の経過」でございます。消息不明となっていた都費職員は令和元年7月27日、世田谷区内で所轄警察署員により発見されたため、教育委員会は都費職員への事情聴取等を行いました。

(1)8月2日でございます。ア、教育委員会は都費職員の1回目の事情聴取を行いました。

イ、都費職員は学校長が立て替えていた就学援助費13万5,120円。前渡金の不明金1万6,040円。私費会計で不明となっている現金21万4,172円の合計36万5,332円についての関与を認め、同日、学校長に直接返済いたしました。

ウ、都費職員はデジタルカメラ等の納品分の詐取を認めたため、教育委員会はその代金72万1,926円を支払うことを確約させました。

エ、そのほかに、兼用請書を偽造することにより区から事業者へ支払いをさせ、デジタルカメラを転売することにより、デジタルカメラ代を詐取した新たな事案があることを都費職員は認めました。

(2)8月5日。区は事業者への物品代金未払額合計151万8,222円の和解契約を締結し、8月29日に事業者へ支払いました。

裏面でございます。(3)8月28日。区は(1)エに記載しました新たな事案につきまして、葛飾警察署に告訴状を提出いたしました。

(4)9月2日。ア、教育委員会は都費職員の2回目の事情聴取を行いました。イ、都費職員は(1)ウで詐取を認めたデジタルカメラ等の納品分72万1,926円を返済いたしました。

(5)10月9日。ア、教育委員会は都費職員の3回目の事情聴取を行いました。イ、(1)エの事案につきまして、都費職員は平成28年2月から平成30年8月までの間に16件の兼用請書を偽造して、デジタルカメラ40台を詐取したことを認めたため、区はこの件の区の損害額193万2,380円を確定させまして、その代金を支払うことを確約させました。

ウ、都費職員は教員の年末調整に伴う還付金等の未払金51万6,300円についての関与を認めました。

(6)10月29日。ア、教育委員会は都費職員の4回目の事情聴取を行いました。イ、都費職員は(5)イで認めました区の損害額193万2,380円と損害額に係る法定利息(年5%)、22万4,857円の合計215万7,237円を返済いたしました。

ウ、都費職員が認めた教員の年末調整に伴う還付金等の未払金 51 万 6,300 円につきまして、教員への返済手続を同日行いました。

3、「賠償又は返済」でございます。教育委員会及び都費職員が勤務する学校で把握している事案につきましては、都費職員が全ての関与を認め、都費職員が賠償または返済すべき金額合計 376 万 795 円は全て返納されました。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 都費事務職員によるサービス事故について対応されて、経過をご説明いただいたのですが、すけれども、こういう事故が起きたということは原因があるので、今後、再発防止するために対応していく必要があると思うのです。ほかで二度と起こらないようにするためにぜひしっかりと対策を立てていただきたいと思います。

○教育長 ご要望でよろしいですか。答弁ありますか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 再発防止策につきましては、前にご報告させていただいたとおり、まずこの事件につきましては、都費職員の法令遵守による職務執行の意識、この欠如というのが非常に大きかったということが根底にあるサービス事故です。最終的には事務の執行を 1 人に任せるということではなくて、学校長の指揮監督のもと複数の職員によるチェック体制の強化。これを行いつつながら学校事務の適正な執行を徹底していくと考えているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

日高委員。

○日高委員 この私費会計の扱いというのは非常に大事です。学校というのは意外とそういうところがありまして、見落としがちなのです。これは担任も集めます。事務職員だけではありません。ですから、そういう意味で慎重に、しかも今、恐らく民事になっていると思います。今度は刑事事件に発展するのではなかろうと思われましても、本当にみっともない、こういう事態が起きないようにぜひ日頃から警鐘を鳴らしておく必要があると思います。各校長会あるいは副校長会等にも、ぜひその情報を提供いただくことをお願いしたい。

もう一点、これには東京都教育委員会は絡んでいますか。東京都教育委員会は責任等についてどのようにお考えでしょうか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 都費事務職員ということですので、東京都の職員であるということでございます。当然ながら、本件につきましても東京都教育委員会と連携をとりながら進めてきているところでございます。

現状でございますけれども、まだ処分発令はされていない状況で、今のこの状況について逐一東京都教育委員会に報告をし、東京都教育委員会でも調査をするという段階でございます。

○日高委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○教育長 そのほかご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項等1を終わります。

次に、報告事項等2「平成31年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査の実施結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは「平成31年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査の実施結果について」ご報告をさせていただきます。

本調査につきましては、例年東京都が実施するものでございます。まず調査の概要をご覧ください。その中の(1)調査の目的でございます。東京都教育委員会の目的もございませけれども、まず、イとして、葛飾区教育委員会の目的として教育課程や指導方法等に関わる本区の課題を明確にし、その充実・改善を図るとともに、本区の教育行政施策に生かすこと。

そして、ウとして、各学校は教育課程や指導方法等に関わる自校の課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の学力の向上を図るという目的で実施をしているものでございます。

調査の対象でございますけれども、小学校第5学年、中学校第2学年の全ての児童・生徒となっております。

(4)調査の実施日でございますが、令和元年7月4日(木)に実施をされたものでございます。

2「児童・生徒の学力向上を図るための調査」でございますけれども、資料1をごらいただければと思います。4ページでございます。今回の結果でございます。過去3年ということで比較をさせていただいております。小学校につきましては、国語・社会・算数・理科の4教科でございました。

平成31年度、国語につきましては、東京都の平均との差ですけれども、マイナス1ポイントでございます。平成30年度から比べますと、東京都との差が縮まったという形になります。

社会でございます。平成31年度につきましては東京都の差が0.4ポイント、マイナスとなりこれにつきましては、平成30年度マイナス0.3ポイントでございますので、横ばいの状況でございます。

算数につきましては、平成31年度、東京都との差がマイナス2.2ポイントでございまして、平成30年度に比べると若干縮めたのですけれども、平成29年度がマイナス1.2ポイントということもございましたので、少し上下しているような状況があると考えております。

次に理科でございます。平成31年度、東京都との差がマイナス1.2ポイントとなっております。

す。これにつきましては、平成 29 年度、30 年度を見ますと確実に東京都との平均との差が縮まっている状況でございます。

次に中学校でございます。5 ページをご覧ください。中学校につきましてはなかなか東京都との差というところで、そこを超えることはかなわなかったのですけれども、どの教科もグラフを見ていただきますと右肩上がりに少しずつ上がっているのがご覧いただけるかと思っております。

国語につきましては、マイナス 1.2 ポイントで少し東京都との差が縮まったところでございます。

社会科、マイナス 2.6 ポイント。数学、マイナス 4.2 ポイント。理科、マイナス 1.6 ポイント。外国語、英語でございますが、マイナス 2.8 ポイントということで、英語についてはかなり縮めたなと考えております。

それでは、2 ページにお戻りください。3、「調査結果から見られる主な課題」でございます。

まず小学校でございますけれども、国語でございます。体験活動でお世話になった方への手紙の後付けの書き方について、「日付」「自分の名前」「相手の名前」をどの位置に書くことが最もふさわしいのかを選ぶという問題。実は大人でも少し難しいのかもしれませんが、この正答率が非常に低い状況でした。考えられるのは、なかなかそういう機会が減っているのかなと思っております。東京都の正答率も低い状況でございました。

次に社会でございます。ごみと資源の流れを示した資料から分かることを選ぶ問題の正答率が低い状況でした。これにつきましては、全国の学力調査も同様でしたけれども、表や図から必要な情報を選んで答えるような問題。このあたりに非常に難しさがあったと考えております。

そして、次に算数でございます。給食委員会が行ったアンケートの結果と話し合いの内容から、分かっていることを関連付けながら二次元表にまとめる問題の正答率が低い状況でした。この二つの観点からまとめた二次元表の中のある項目の数字を答えるものですが、これについても、与えられた表だとか、そういった情報を読み取って二次元表の中に落とし込むというところが、非常に課題があったところでございます。

次に理科でございます。乾電池とプロペラを使ってプロペラカーを作った際、進む速さが速くなる乾電池のつなぎ方を選ぶ問題の正答率が非常に低い状況でした。これにつきましては、速くなるということは直列つなぎをするということなのですが、実際の問題を見てみますと非常に難しく、六つの選択肢がある中で、当てはまるものを全て選びなさいとなっております。正解は二つだったのでありますが、誤答が一番多かったのは三つ。何かというと直列つなぎの選択肢にあったのですが、マイナスとプラスが逆になっているのを直列つなぎということで考えて選んだ。二つ選べということだと正答率は上がったと思うのですが、二

つ選ぶ、三つ選ぶという制限がない中で選ぶ問題だったので非常に正答率が低い状況であったかなと思っております。

正しい情報をしっかりと読み解く。やはりずっと見て判断をしてしまっ、そこまでしっかり確認することが求められているのかと痛感したところでございます。

次に中学校でございますが、まず国語でございます。駅や空港で見るピクトグラムについて調べまとめた文章をより正確に相手に伝える文章にするための助言として適切なものということで、書く力を試されている問題でございます。この問題については、正答率が低い状況でした。

社会でございます。A P E Cについての説明文を読み、その説明文で述べている国の位置とその国の主要輸出品と輸出国を選ぶ問題の正答率が低い状況でした。説明文があり、そして国の位置の地図があり、その主要輸出品・輸出国の表がある中で、それを適切に正しいものを選ぶということで、複数の要素から選んでいくという問題。非常に難しい問題で、正答率が低い状況でございました。

次に数学でございます。AとB 2種類の直方体。細長い直方体と四角い直方体の水槽があるのですけれども、その水を抜き、その水面の変化を表したグラフを選ぶ問題。これについての正答率が低い状況でございました。

次に理科でございます。A、B 2種類のばねをつなげ、おもりをつるしたときのばねの長さから、おもりの重さを選ぶ問題の正答率が低い状況でございました。

外国語、英語でございます。質問に対して、主語と動詞の入った正しい英文で答える問題の正答率が低い状況でございました。

次に3ページにまいります。「今後の取組」でございます。全国学力調査と同様の課題があると考えております。これから求められる学力、身に付けていくべき学力が問われているのだと考えており、今後の取組につきましても全国学力と同様の取組を引き続き行っていきたいと考えております。

具体的には東京ベーシック・ドリルの取組、チャレンジ検定など一定の成果が見られるものの、新学習指導要領で求められる論理的に考える力、説明する力、読み解く力に大きな課題があります。

その改善を図るために東京ベーシック・ドリルやチャレンジ検定に引き続き取り組むとともに、各学校が調査結果の分析・検証をもとに授業改善推進プランの改善・充実を図ってまいります。

具体的には、目的に応じて必要な情報を見付け読む指導の充実、収集し読み取った情報を問題解決に沿ってまとめる活動を取り入れた授業の工夫を行うように指導・助言を行ってまいります。そして、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、葛飾教師の授業スタンダードの徹底を図ると

ともに、教育研究指定校の取組の成果を区内に還元するなど、より充実した教育活動に向けた環境づくりに努めてまいります。

さらに大型提示装置、児童・生徒用タブレット端末などICT機器をより一層活用することで、児童・生徒にとって分かりやすい授業を進めるよう指導・助言を行ってまいります。

ご報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

齋藤委員。

○齋藤委員 学力が徐々に上がってきていることがこの報告で読み取れるということは、非常に好ましいと思います。しかも分析を色々していただきましたけれども、まさにそのとおりだと思います。特に私としては、今後の取組の中の教育研究指定校の取組の成果を区内に生かしていけるよう、より充実した教育活動に向けた環境づくりに努めていただきたいと思います。各小中学校に研究指定校の発表を見に行きますと、教員が子どもたちに理解してもらうための手だてを様々な工夫して取り組んでいるのが分かります。

それで、区内に広めると同時に研究指定校の取組は、各学校の校長先生等が意識して教員を育てていく。子どもたちへの教え方を学んでいくということをきちっと定着させていくことが、さらに学力向上につながると考えますので、これからも多くの学校が研究指定校に手を挙げるように望みたいと思います。

とにかく教員の指導力、子どもたちに分かってもらうにはどうしたらいいかという指導力がかなり学力向上に反映するのではないかなということを見てきて感じているので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

要望で結構です。

○教育長 そのほか、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

日高委員。

○日高委員 この調査結果を見ますと、少し上がってきているというのはいい方向ですね。ものすごくうれしいことだと思います。これはぜひいいこととして現場とも共有したいものです。ですから校長会あたりで、あるいは研究会、区小研、区中研あたりでもこういう意識を啓発いただければありがたいなと思います。

それから、今後の取組ですけれども、全くここに書かれているとおりでありまして、これは現場がどれだけ認識できるかということだと思いますので、ご指導方お願ひしたいと思います。

あわせて大型提示装置、どこの学校も使っているのです。非常にこれはすばらしいと思うのです。ただ使い方も様々で、最初にぱーんと掲示したらそれで終わりなんていうところもあったり、やっぱり動く、あるいは思考できるような範疇の中で、そういう提示ができるといいですね。ただ、常駐して1カ所だけぽんと置いて、使っていますよではまだ使ったうちに入

らないと、今回、研究発表でそんなことも感じたりしています。

小学校のほうがむしろ、入ったばかりなのにすごく使われているのです。そんな喜びもありますので、ぜひ中学あたりでも、研究指定校を受けているのが多いというのはびっくりですが、これからも続きますので、ぜひそういうあたりを啓発いただければありがたいと思います。お願いします。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 今、齋藤委員、日高委員が奇しくもおっしゃっていただいたとおりで思うのです。忘れてならないのは私どもが進めています小・中の連携という部分、相互の校長会の先生方の情報の共有というのもこの成果の中から、特に教育研究指定校の発表を今、日高委員がおっしゃったように体育で使ってみたり、理科の授業ですとか、非常に深めることができたのです。

タブレットの使い方も。昨日の国会答弁にもございまして、実現に向け進んでもらいたいものですが、子ども一人一人にタブレットをとという答弁です。若干期待はしたいのですけれども。そういう環境を先んじてこれからも推し進めていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○教育長 その他、ご質問等ございますでしょうか。

望月委員。

○望月委員 一ついいですか。齋藤委員、日高委員、それから塚本委員がおっしゃったように、本当に教育委員会の今後の取組にも書かれているように、これからも続けていってほしいのと同時に、各学校の一般の教職員の方にも、こういうふうに教育委員会は見ていますよというのをきちっと伝えていただければと思いました。

よろしくお願いします。

○教育長 その他、よろしいですか。

それでは、報告事項等2を終わります。

次に報告事項等3「葛飾区立小学校等におけるプログラミング教育の推進について」の説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「葛飾区立小学校等におけるプログラミング教育の推進について」ご説明をさせていただきます。

まず目的でございます。来年度から必修化されます小学校におけるプログラミング教育でございますけれども、児童がコンピュータを用いない学習活動やコンピュータに意図した処理を行わせる学習活動を通じて、論理的思考力、プログラミング的思考と言われておりますけれども、そういったものを身に付けるために実施するものでございます。その学習活動につきましては、

新学習指導要領に例示されている単元もありますけれども、そのほか多様な教科、学年、単元において取り入れることが求められているところでございます。

本区では、来年度の本格実施に当たりまして、全ての区立小学校及び保田しおさい学校の全学年においてプログラミング教育の推進を図るために、これからご紹介する取組を行い準備しているというご報告をさせていただきたいと思っております。

2、プログラミング教育の推進に向けた本区の取組でございます。まず1点目でございます。プログラミング教育推進校の研究結果等を踏まえたモデルプランの提示でございます。

各学校における実践及び指導計画作成の際の参考となるように、東京都教育委員会から指定を受けましたプログラミング教育推進校、新宿小学校と西小菅小学校でございますけれども、その2校の研究結果等を踏まえたプログラミング教育のモデルプランを作成し、全校に提示するという取組をしております。

具体的にはこれからでございます。12月2日月曜日に西小菅小学校。12月6日金曜日に新宿小学校がそれぞれプログラミング教育の指定校としての発表を行います。各小学校はこの発表を、担当者だけではなく、可能な限り多くの教員が行き、来年度の準備をしていただくことをお願いしているところでございます。

そして(2)でございます。学校教育総合システムのリプレイス、いわゆる校務システムのリプレイスでございます。その中で、来年度の2学期から新たにプログラミング教育用のアプリケーションを導入してまいります。具体的にはスクラッチという、よく使われるプログラミング教材なのですが、そういったものをプログラミング教育用のアプリケーションとして導入し、授業の展開を図っていくというような準備もしております。

(3)、ICT支援員による学校の支援でございます。全ての教員がプログラミング教育、初めて行うということもありますので、ICT支援員を来年度から週1日から2日に日数も増やしてまいります。ICT支援員の事業者が有するプログラミング教育のノウハウをもとに各学校のプログラミング教育の授業づくりの支援を実施してまいりたいと考えております。

最後の(4)でございます。区の協定に基づく民間企業との連携・協力体制の構築ということで、葛飾区らしさを出したプログラミング教育の準備を今、図っております。

平成29年度に締結しました「葛飾区と株式会社タカラトミーとの連携・協力に関する協定」を踏まえ、株式会社タカラトミーが製造・販売するプログラミング教材を全校に導入し、活用してまいります。

1枚、おめくりいただきまして別紙1をご覧ください。「embot」というものなのですが、段ボールと電子部品で組み立てるプログラミング教材になっております。実際に、子どもたちが組み立ててカスタマイズ。この段ボールの部分は子どもたちが自由に色を塗ったり、紙を貼ったりということで創作します。そして、専用のアプリがあるのですが、そ

れでプログラミングをして、このロボットを動かすような体験をしながらプログラミングについて学んでいくという教材でございます。

1枚目にお戻りください。活用に当たってなのですけれども、協定第3条の規定に基づきまして、覚書を別紙2のとおり締結してまいります。本区ですけれども、両者からの支援、教員向け研修や出張授業等を支援いただき、かつ業者については本区で取り組んだ実践結果を今後の開発につなげていくような連携・協力体制を構築してまいりたいと考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 質問というよりも私は区内企業と連携をとってこうした取組をするということは、ほかの地方自治体などを見てもいろいろな部門でやっているのですが、区内にタカラトミーの本社がありながらなかなか進んでなかったのですけれども、ここにきてようやく動きが出てきてよかったですと思います。世界的な企業ですので、こうした取組はこれだけにとどまらず、葛飾区にとって、各方面でいい方向にさらにまた発展していくのではないかと思いますので、ぜひこれをきちんとやっていただければと思います。

○教育長 その他、ご質問等ございますでしょうか。

日高委員。

○日高委員 1点だけお願いします。ICTの支援員ですけれども、これは全校規模でしょう。そうすると何名ぐらいの支援員がいるのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 現在は週に1回、基本的には同じ支援員が参ります。他の自治体等にもかかわっている者もいますし、本区のほうで2校、3校と兼務している者もございます。

来年度につきましては、週2日ということになりますので、可能な限り同じ方で継続して、その学校の特徴だとか、教員の特徴、そういったものもよく知った上で支援していただけるように今、お願いをしているところでございます。

○日高委員 よろしくお願いします。

○教育長 よろしいでしょうか。その他、ご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、報告事項等3を終わります。

次に、報告事項等4「令和元年度葛飾区読書感想文コンクールの実施結果について」の報告をお願いします。

指導室長。

○指導室長 「令和元年度葛飾区読書感想文コンクールの実施結果について」ご報告をさせて

いただきます。

本コンクールでございますけれども、平成17年度より実施を始めてございます。今年は小学校1万7,625点。中学校5,184点の応募があったところでございます。この応募につきましては、全ての学校で取り組んでいただきました。

その中から、各学校で担当教員による一次審査を行い、小学校291点、中学校65点が学校代表作品として推薦され、二次審査ということで葛飾区の小・中学校教育研究会の図書部会の先生方にご協力をいただき、選定委員会を行い、今回、小学校18点、中学校10点を入賞としたところでございます。

あわせてすぐれた作品につきましては、青少年読書感想文全国コンクール東京都地方審査へ推薦をいたしました。また各部門に最優秀賞、優秀賞、佳作をお手元の一覧表のとおり決定したところでございます。

この28名につきましては、広報かつしかの1月15日号に掲載をしてみたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

大里委員。

○**大里委員** この読書感想文コンクール、毎年大変楽しみにしております。今年も多くの応募作品の中から入賞作品が選ばれて、全国コンクール東京都地方審査へも推薦されたということです。全国コンクールでもいい結果が出ますように期待をして、祈っていたいと思います。

○**教育長** そのほかにご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは報告事項等4を終わります。

続きまして、報告事項等5「令和2年度『葛飾教育の日』の実施について」の報告をお願いいたします。

指導室長。

○**指導室長** 「令和2年度『葛飾教育の日』の実施について」ご報告をさせていただきます。

まず目的でございますけれども、授業時数の確保を行い、確かな学力の定着や豊かな心の育成などを推進するとともに、家庭・地域との連携をより一層深め、葛飾区の教育の充実を図るため「葛飾教育の日」を定め、原則として月1回の土曜日に実施をするという例年どおりの目的で来年度も「葛飾教育の日」を実施してみたいと考えております。

実施日でございますけれども、お手元の表のとおりでございます。例年どおりの日付が入っております。（2）でございますけれども、これから来年度の各学校の教育課程の相談をする際に、いろいろな地域の行事とか、そういったこともあろうかと思っておりますので、個別に相談を受けてまいります。

3「留意事項」でございます。今年度から少し強く打ち出していきたいなと思っているところが、まず「葛飾教育の日」の授業は通常授業を基本としますけれども、ICTを活用した授業を積極的に実施していただきたいと各学校にお示しをする予定でございます。

先ほどからのお話にありましたとおり、小・中学校とも大型提示装置もそろい、非常にICT機器が活用されているところでございます。ぜひそういった新しい教育、特に小学校につきましては、来年度からは新しい採択された教科書を使う元年でもあります。そういったICT機器を使った授業を積極的に見ていただくように各学校に依頼をかけていく予定でございます。

(2) これまでの取組としてEnglish Day、道徳授業地区公開講座、セーフティ教室についても実施をしてみたいと考えております。

(3) 次の学校行事は実施しないということで、運動会、体育祭、音楽会、学芸会、文化祭等、例年どおりなのですけれども、そういったものについては、土曜日・日曜日を使って振替をしっかりとって、実施していただきたいという趣旨で行ってみたいと考えております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 今、指導室長からお答えいただきました。特に留意事項の中で、家庭・地域の連携を求めた学校教育の中で、ICTの活用というのはつぶさに活用している授業状態を理解していただくためにも非常にいい試みであろうと。ぜひ進めていただきたいと思えます。

○教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等5を終わります。

続いて、報告事項等6「平成30年度葛飾区における児童・生徒の暴力行為、いじめ及び不登校の状況について」の報告をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 それでは「平成30年度葛飾区における児童・生徒の暴力行為、いじめ及び不登校の状況について」ご報告申し上げます。

1の「概要」でございます。児童・生徒等の暴力行為、いじめ及び不登校の実態把握を行い、教育現場における生徒指導上の取組の一層の充実に資するというところでございまして、今般、平成30年度の状況についてご報告を申し上げます。

2の各用語の定義でございますけれども、(1)番の「暴力行為」の定義でございますが、児童・生徒が故意に有形力を加える行為で、対教師暴力、児童・生徒間暴力、対人暴力、器物損壊のいずれかに該当するものでございます。

(2)「いじめ」の定義でございますが、児童・生徒等の一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象になった児童・生徒

が心身の苦痛を感じるものでございます。

(3)の「不登校」の定義でございますが、「不登校」とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因などにより登校しない、または登校したくともできない状況にあつて、かつ年度内の欠席日数が30日以上の場合を「不登校」と定義してございます。

3番の本区の状況でございます。恐れ入りますが3ページ先の4ページからです。資料を添付してございますので、こちらのほうを参考にいただければと思います。

まず暴力行為の状況でございます。暴力行為の発生件数は前年度と比較して、小学校では14件の増、中学校は前年度と同数でございました。

次に2のいじめ認知件数と解消率でございます。いじめ認知件数は前年度と比較して、小学校では114件の増。中学校では64件の増でございました。いじめの解消率でございますけれども、前年度と比較して小学校は24.3ポイントの減。中学校は2.4ポイントの減でございました。

5ページでございますが、次に不登校の児童・生徒数の出現率でございます。不登校児童・生徒数でございますけれども、前年度と比較して、小学校は38件の増。中学校は57件の増でございました。不登校の出現率でございますけれども、前年度と比較いたしまして、小学校においては0.2ポイントの増、中学校では0.7ポイントの増でございました。

4の不登校児童・生徒の内、学校に復帰した児童・生徒数及び学校復帰率の推移でございます。学校に復帰した児童・生徒数は前年度と比較して、小学校は2件の増。中学校は46件の増でございました。学校への復帰率でございますけれども、前年度と比較いたしまして、小学校は4.9ポイントの減、中学校は9.9ポイントの増でございました。

恐れ入ります、2ページにお戻りいただきたいと思ひます。4の今後の対応でございます。

(1)暴力行為についての対応といたしましては、学校における暴力行為への体制を確立するとともに、関係機関と連携を図って、また困難な状況が発生した際には学校にサポートチーム指導員等を派遣いたしまして、問題の早期解決につなげるための支援を行ってまいります。

(2)のいじめについての対応でございますけれども、いじめが発生した際は、「葛飾区いじめ防止基本方針」に基づき適切に対応してまいりたいと考えてございます。

またいじめ認知の感度を高めるための取組を推進するとともに、児童・生徒への教育を推進いたしまして、さらに条例に基づきまして設置したいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用するなどして、地域等との連携を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

(3)の不登校についての対応でございます。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用して不登校の原因となっている問題の解決を目指していくほか、校内適応教室やふれあいスクール明石を活用して総合教育センターと学校との連携を強化して、個々の状況に応じた不登校への支援を行ってまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

日高委員。

○日高委員 このデータを見ますと、資料の中でよくわかりますけれども、特に5ページを見ていただくと中学生の不登校というのが393名。393名と言えば一つの学校ができるのですよね。認識をそのようにしたほうがいいと思うのです。

子どもたちが来てないということは事実だし、そういう不登校の現状というのは認識できるのですけれども、1校の子どもの全てが休んでいるという状況にあるぐらいの数なのだと。この危機感を共有したほうがいいなと思います。これ非常に大事だろうと思うのです。

同時にうれしいこともあるのです。中学の88名が復帰してきているという状態は、誇りに思っていると思うのです。不登校はすぐに解決する問題だけではなく、状態が複雑なのです。いじめがあったから学校へ行かなくなったという、そういうのもあるかもしれません。でも家庭の複雑な問題などもあったりして、急に解決できないような問題がたくさんあるのです。

そういう中で、88名も復帰してきたという事実は大変大きいと思います。それは認識を大きく自信を持ってやっていただいているのではないかと。平成30年度はそういう意味では、確かに不登校も増えているけれども、復帰した子どもたちもたくさんいたというのは事実ですから。

どういうふうにしたら復帰できるのか、このあたりは退職された校長先生方のお力を大いにかりて、力を尽くしていただければありがたいかと、こんなふうをお願いしたいと思います。

○教育長 そのほかご質問等ございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 今の日高委員も奇しくもおっしゃっていただいた、そういう数値の置きかえを伺いますと、中学1校分という部分で非常に大きなゆゆしき問題だと思います。世情的には学校は行かなくてもいいなどという論者も時々、テレビに顔を出すのですが、私はそうではなくて、地域・家庭が一丸となってサポートして行かなくてはいけないのが1点。特に今ご説明いただきましたいじめと不登校に非常に関連性が強く出てこようと思います。ゆゆしき事態に発展しかねない事例が各地で見られますので、そういった意味で、特に全てに比較的、幼保小中という、その中でも人権ですとか、そういった命の尊さというのをどこかに特化したものを「葛飾教育の日」でもよろしいと思いますし、展開しながら日々問いかけをしていていただきたいのが一つの要望でございます。よろしくをお願いしたいと思います。

○教育長 ありがとうございます。そのほかご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等6を終わります。

続きまして報告事項等7「東柴又小学校プール開放について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 「東柴又小学校プール開放について」ご説明いたします。

東柴又小学校プール開放につきましては、旧鎌倉公園プールの機能を確保するため令和2年度より実施を予定しております。現在、以下のとおり準備を進めているところでございます。

まず1の施設整備でございます。東柴又小学校プールにつきましては、プールサイドの防水塗装やフェンス交換等老朽化した部分の補修に加え、温水シャワーや日よけの設置、トイレの洋式化等、プール開放によって多くの方々に快適に使用していただけるよう改修工事を実施しているところでございます。

次に2の使用料でございます。東柴又小学校プールの使用料につきましては、旧鎌倉公園プールの利用料を踏まえまして、現在実施されております中学校でのプール開放の使用料と合わせて検討しているところでございます。

3、今後の予定でございます。令和2年2月の第1回定例会におきましてプール開放の使用料の検討結果を踏まえ、葛飾区立学校施設使用条例改正案を提案する予定でございます。

令和2年3月に東柴又小学校プール改修を完了いたしまして、7月から東柴又小学校プール開放を開始する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

大里委員。

○大里委員 プールをしっかりと施設の整備をしていただいて、安全に使えるように準備をお願いしたいと思います。

使用料なのですけれども、ぜひとも子どもたちが利用しやすい金額で検討していただけたらと思います。

○教育長 その他、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは報告事項等7を終わります。

以上で本日の議事は全て終了となりますが、その他、何かご意見、ご質問等はございますか。

塚本委員。

○塚本委員 1点よろしいでしょうか。青少年委員の方々のご協力とご努力、それと教育委員会の後押しもございまして、先週土曜日に少年の主張の発表会がございました。全部子どもたちの発表を聞いたのですけれども、結果を聞いてないので。もし個人情報の問題等もございすけれども、最優秀の子どもさんが分かれば教えていただきたいと思います。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 少年の主張大会の実施結果につきましては、次回教育委員会においてご報告申し上げます。

○塚本委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○教育長 そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、令和元年教育委員会第10回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時12分